

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る 介護報酬の柔軟な取扱いについて

介護支援専門員の仲間の皆様が
とっさの判断に迷わないよう、
思い切って簡単な表現にしました。
必ず事務連絡もご確認ください。
会長・柴口より



【基本は通常時の法令上の考え方がありますが、感染拡大防止を踏まえた臨時的な対応が可能となっています】

やむを得ない一時的な 状況	介護報酬の考え方		新型コロナウイルス感染防止を踏まえ 厚生労働省から発出された 事務連絡
	通常時 (運営基準・算定基準、Q&Aの規定どおり)	新型コロナウイルス感染防止を 踏まえた柔軟な対応	
介護支援専門員一人 当たりの担当件数	常勤換算一人当たり40件を超えた場合、 超過部分に通減制適用 ※介護予防受託者数を1/2とした件数含む	40件を超えてもOK	新型コロナウイルス感染症に係る介護サ ービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱い について (事務連絡(令和2年2月17日))
利用者の居宅訪問等	定期的な利用者の居宅訪問未実施の 場合は減算	利用者の居宅に訪問できなくても OK	※台風19号の際の事務連絡(R1.10.15)が準 用されています。
特定事業所集中減算	正当な理由がなく、訪問介護サービス等、 特定の事業所の割合が80%を超える場合 は減算	特定の事業所にサービスが 集中してもOK	
退院・退所加算 (病院・施設等の職員と の面談)	ICTの活用 リアルタイムでの画像を介したコミュニ ケーション(ビデオ通話)	電話、メール等 で対面を伴わなくてもOK	新型コロナウイルス感染症に係る介護サ ービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱い について(第5報) (事務連絡(令和2年3月26日)) 【介護保険最新情報Vol.796】
特定事業所加算の算 定要件である定期 的な会議の開催	利用者に関する情報又はサービス提供に 当たっての留意事項に係る伝達等を目的 とした会議の定期的な開催	電話、文書、メール、テレビ会議等 で対面を伴わなくてもOK	新型コロナウイルス感染症に係る介護サ ービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱い について(第9報) (事務連絡(令和2年4月15日)) 【介護保険最新情報Vol.818】
<p>これまでに示された運営基準等の柔軟な対応に関する事務連絡をまとめたページが厚労省HPに掲載されています。 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000045312/matome.html</p>			<p>「新型コロナウイルス感染症に係る介護 サービス事業所の人員基準等の臨時的な取 扱いについて」のまとめについて (事務連絡(令和2年4月20日)) 【介護保険最新情報Vol.820】</p>